

○岡山市興行場の衛生措置基準等に関する条例

平成24年9月28日

市条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の設置の場所及び構造設備並びに入場者の衛生に必要な措置の基準を定めるものとする。

(興行場の設置の場所の基準)

第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所の基準は、排水及び換気に支障のない場所その他の入場者の衛生に支障のない場所であることとする。

(興行場の構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設全般

ア ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている給気口、排気口等に金網等を設けること。

イ 十分な耐久性を有する材料で築造し、喫煙できる場所の床面は、不燃材料又は難燃性を有する材料で築造する等適当に不燃措置を講ずること。

ウ 清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

エ 興行を見る、又は聞くため入場者が利用する場所（以下「観覧室」という。）は、食堂、ロビー、便所及び売店等と隔壁等により区画すること。

オ 食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けないこと。ただし、便所に次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。

カ 観覧室、ロビー等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう適当な位置に設けること。

キ 入場者が容易に移動し、及び避難できる構造とすること。

ク 入場者の使用に供する座布団等がある場合は、衛生的に保管できる設備を設けること。

ケ 適当な数の清掃用具及び散水用具を備え、これらを衛生的に保管できる専用の設備を設けること。

コ ごみ等が飛散し、又は流出しない構造の適当な数のごみ箱を設けること。

サ ごみ等の集積場を設けること。ただし、建築物の一部に設置された興行場であつて、当該建築物のごみ等の集積場が利用できるものについては、この限りでない。

(2) 観覧室

ア 入場者が容易に移動し、着席し、及び出入りすることができること。

イ 入場者の衛生に支障が生じないよう清掃及び消毒が容易にできること。

ウ 十分な広さ及び高さを有すること。

エ 適当な数及び広さの観覧席を設けること。

(3) 空気環境

ア 観覧室の床面積及び収容人員に見合った能力を有する換気設備又は空気調和設備を設けること。

イ 調理室、喫煙所及び便所にあつては、汚染空気を適切に排出できる局所排気装置を設けること。

(4) 照明

ア 入場者が利用する場所には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備及び床面において30ルクス以上の照度を満たす機能を有する非常用の補助照明設備を設けること。

イ 観覧室には、通路の床面において常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

ウ 映写等のため消灯を行う観覧室にあつては、電圧昇降器等により照度を調節することができる照明設備を設けること。

エ アからウまでに規定する場合を除き、床面から80センチメートルの高さの全ての所において100ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

(5) 便所

ア 男性用便所及び女性用便所を1箇所以上設けること。ただし、建築物の一部に設置された興行場については、当該建築物の便所がウからクまでに掲げる基準を満たし、かつ、当該興行場の入場者が容易に利用できる場合は、この限りでない。

イ 興行場内に設けること。

ウ 水洗便所とすること。

エ 男性用及び女性用に区画して設け、入場者にその旨が明らかに分かるよう表示すること。

オ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造とすること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

カ 床面及び床面から1メートルの高さまでの内壁は、不浸透性材料(コンクリート、タイルその他汚水が浸透しないものをいう。)で作られ、清掃が容易に行える構造とすること。

キ 適当な数の便器を設けること。

ク 清浄な水を供給できる流水式給水栓を有する適当な数の手洗い設備を設けること。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第4条 法第3条第2項に規定する興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設全般

ア 興行場の内外は、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。

イ ねずみ、昆虫等を防除するため定期的に巡回点検及び防除作業を行うこと。

ウ 入場者が利用する場合は、定期的に消毒を行うこと。

エ 防除作業又は消毒を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該実施記録を作成の日から2年間保存すること。

オ 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。

カ 食堂、売店及び食品販売設備は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

キ 温度計及び湿度計は、入場者が容易に見ることができるよう適正に管理すること。

ク 清掃用具及び散水用具は、専用の設備に保管し、当該設備は適切に清掃を行い、

常に衛生的に保つこと。

ケ 座布団等の保管設備は、適切に清掃を行い、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

コ 入場者の使用に供するいす、座布団等は、常に清潔かつ衛生的に保つこと。

サ ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

シ ごみ箱は、ごみ等が飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔を保つこと。

ス 便所は、常に清潔を保ち、臭気を著しく発散させないこと。

(2) 空気環境

ア 炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下に保つこと。

イ 浮遊粉じんの量は、観覧室にあつては、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下に保つこと。

ウ 空気調和設備を設けている場合にあつては、ア及びイに規定するもののほか、次のとおりとすること。

(イ) 温度は、17度以上28度以下の範囲に保つこと。

(ロ) 冷房する場合は、外気との温度差を著しくしないこと。

(ハ) 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下を常に保つこと。

(ニ) 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。

エ アからウまでに規定する基準に係る測定を必要に応じ行うこと。

オ エの測定を行ったときは、その都度実施記録を作成し、当該実施記録を作成の日から2年間保存すること。

(3) 照明

ア 照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持すること。

イ 照度は、定期的に測定すること。

(4) その他

ア 喫煙所以外での喫煙を禁止すること。

イ 興行場の業務に従事する者のうちから衛生責任者を定め、当該興行場の衛生管理及び従業者の衛生教育を行わせること。

(基準の緩和等)

第5条 市長は、屋外に観覧席を有する興行場、季節的又は一時的に仮設する興行場その他特別な理由がある興行場に対し、その特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で、前2条に規定する基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。